

令和８年６月定例会 人権・少子高齢化問題等対策特別委員会
共生社会推進部長・教育長説明

令和８年６月１８日

共生社会推進部長の杉本でございます。

委員の皆様方におかれましては、本県の人権行政の推進につきまして、日々格段の御指導を賜っておりますことを、厚く御礼申し上げます。

それでは、人権問題等対策の現状と今後の取組について、御説明いたします。

県では、人権行政を県政の重要な柱と位置づけ、「和歌山県総合計画」や「和歌山県人権施策基本方針」に沿って、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて施策を推進しております。

また、国に対し、実効性のある人権救済に関する法制度を早期に整備するよう、県の重点事項として要望しているところです。

まず共生社会推進部 人権局関係では、

県民の人権意識の高揚を図るため、関係機関等と連携・協力しながら、年齢層に応じた啓発など、創意工夫を凝らした人権啓発活動に取り組んでいるところです。

また、人権相談窓口を常設し、県民の相談に迅速に応じるとともに、相談担当者のスキルアップ研修を実施するなど、相談体制の充実に引き続き取り組んでまいります。

同和問題につきましては、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、差別の解消に取り組んでいるところですが、依然として、同和地区を避ける目的で行政機関に同和地区の所在を問い合わせる行為や、インターネット上での差別書き込みなどが発生しております。

このような状況を踏まえ、１日でも早く部落差別のない社会を実現するため、条例の強化について検討を進めているところです。

続いて、こども家庭局関係ですが、児童虐待の防止につきましては、関係機関との連携や相談体制の強化を図りながら、未然防止や早期発見・早期対応に努めております。

また、こどもに関わる様々な計画を一元化した「和歌山県こども計画」に基づき、こどもの意見を尊重する仕組みづくりに、引き続き取り組んでまいります。

ジェンダー平等の推進・女性支援等につきましては、

「和歌山県男女共同参画基本計画」、「和歌山県困難な問題を抱える女性支援基本計画」及び「和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」に基づき、性別にかかわらず誰もが人権を尊重し、その個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、様々な施策を推進してまいります。

次に、総務部関係ですが、

個人情報保護につきましては、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の保護に取り組むとともに、住民票の写し等の不正取得を防止するため、本人通知制度の周知及び登録型の団体における登録者数増加に向けた取組を、引き続き推進してまいります。

次に、企画部関係ですが、

外国人の人権につきましては、関係機関と連携しながら、外国人の方が安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいります。

また、外国人の方も地域の一員であると認識し、日本人と外国人が互いに人権を尊重して生活していけるよう、啓発活動や情報提供を引き続き行ってまいります。

次に、福祉保健部関係ですが、

地域福祉施策につきましては、「和歌山県地域福祉推進計画」に基づき、地域における包括的支援体制整備や福祉サービスを利用しやすい環境づくりなど、一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合う地域福祉の推進に取り組んでいるところです。

高齢者の人権につきましては、高齢者福祉の向上や介護保険制度の円滑な実施を図るとともに、利用者本位の介護サービスの提供、高齢者虐待防止など、高齢者の尊厳を保持するための環境づくりを進めているところです。

障害者施策につきましては、「紀の国障害者プラン2024」に基づき、障害のある人の自立と社会参加の一層の推進を図るため、地域生活支援や就労支援等に総合的に取り組んでいるところです。

最後に、警察関係ですが、

「児童虐待事案」に対応するため、県中央児童相談所へ3名の警察官を出向させるとともに、同所との合同研修会やロールプレイング等の実施、情報共有に関する協定の運用等、相互理解と連携強化に努め、被害児童の安全確保を最優先とした迅速かつ組織的な対応の徹底を図っているところです。

また、「いじめ事案」の未然防止につきましては、スクールサポーターによる非行防止教室の開催、学校へのサポーターの常駐等、学校と連携し、取り組んでいるところです。

警察は、被害直後から犯罪被害者等と接することから、最も身近な機関として、犯罪被害からの早期回復のため、関係機関と連携して、犯罪被害者等の視点に立った施策の推進に努めてまいります。

私からの説明は、以上でございます。

教育長の 今西 でございます。

委員各位には、平素から本県教育に御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、県教育委員会が取り組んでおります施策の実施状況について、その概要を御説明申し上げます。

まず、学校教育における人権教育につきましては、教職員が確かな人権感覚と知識をもち、児童生徒に対して正しい教育が実施できるよう、「人権教育担当教員等研修会」をはじめとした人権教育に係る研修会を実施しているところです。

また、今年度から、県立高校2校をモデル校として、特別活動の時間等を活用し、探究的な学びを通して差別をなくすために生徒たちの考えを深める授業を行えるよう、教材や学習指導案等の開発、提供を行うとともに、教員への研修を6月中に行うなど、指導力を高めていく仕組みづくりに取り組んでいます。

次に、社会教育における人権教育につきましては、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）をテーマにした人権学習パンフレットを作成し、教職員や保護者を対象に配布いたしました。

本パンフレットを活用しながら話し合っていただく機会などを通して、新しい価値の創造や誰もが暮らしやすい社会の形成に向けた意識や意欲の醸成に努めてまいります。

県教育委員会では、同和問題をはじめとした様々な人権課題の解決をめざし、学校教育と社会教育の両面から、引き続き、取組を進めてまいります。

私からの説明は、以上でございます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。